

令和7(2025)年度 大学の世界展開力強化事業 審査要項

令和7(2025)年3月13日
大学の世界展開力強化事業プログラム委員会

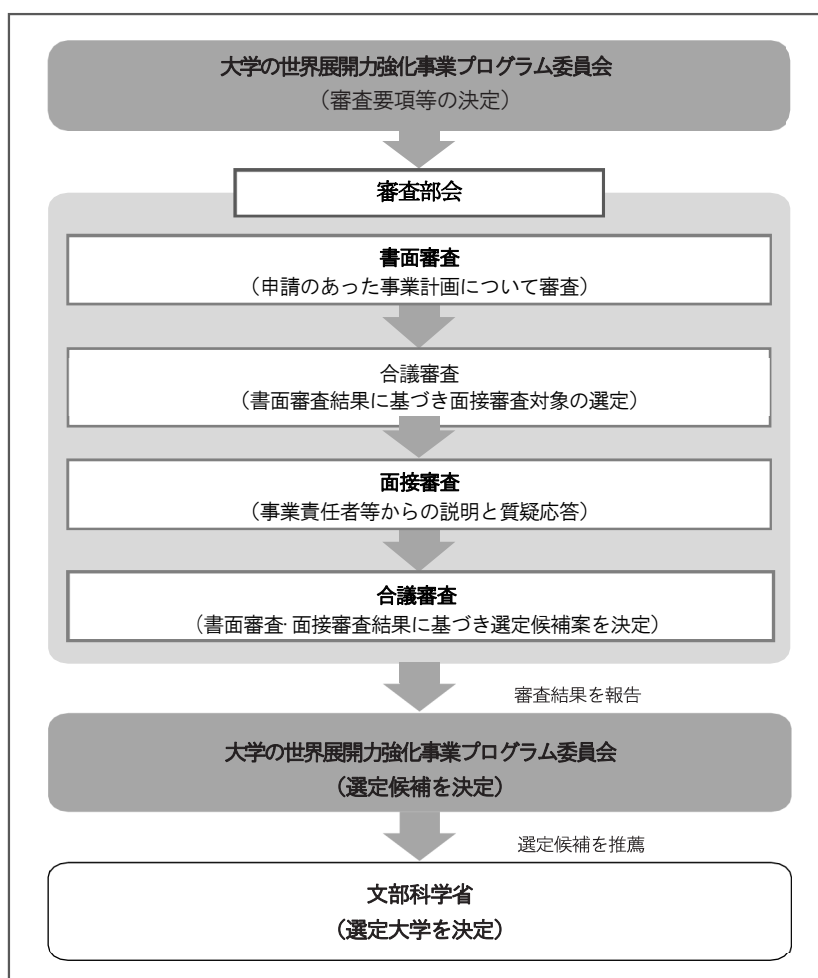
大学の世界展開力強化事業におけるグローバル・サウスの国々との大学間交流形成支援事業の審査は、この審査要項に基づき行う。

1. 審査の基本方針

審査は、大学から申請された世界展開力強化を目指す国際交流プログラムの実施に係る各プログラム計画について、これまでの教育研究活動や交流の実績を踏まえた計画の実現性、計画の実施に至る手順・時期等の明確性、補助期間終了後の継続性と発展性の評価により行う。また、プログラムの多様性を確保する観点から、選定に際しては、主たる交流先の相手国、申請大学の地域配置や国公私、学部・大学院、専門分野のバランスに配慮する。

2. 審査の実施体制

大学の世界展開力強化事業プログラム委員会（以下「委員会」という。）の下に、委員会委員及び有識者で構成する審査部会（以下「部会」という。）を設置し、審査を行う。



3. 審査の手順

審査は、申請のあったプログラム計画について、部会において(1)書面審査、(2)合議審査(面接審査対象の選定)、(3)面接審査、(4)合議審査(選定候補案の決定)の順に行う。

委員会は、部会からの審査結果を受け、合議により選定候補を決定した上で、文部科学省に推薦する。

審査結果は、文部科学省が選定大学を決定した後、プログラム計画を申請した各大学に通知する。

(1) 書面審査

書面審査は、次の審査項目ごとに評価した上で、評定及び所見を付す。

○審査項目(審査項目数:6)

※公募要領上の必須指標については★を付している。

◇ 審査項目① 質保証を伴う国際交流プログラムの構築・実施と目的

【計画調書 様式1を中心に評価】

国際交流プログラムの趣旨や内容が本事業の目的と合致し、将来的に我が国における大学の教育の質保証を先導し、国際競争力の強化につながるようなものとなっているか。

プログラムの目的

- 観点① アウトプットだけでなく、アウトカムに関する、具体的に国民にとって分かりやすい目標及び指標が設定されているか。
- 観点② プログラムの実施により大学の国際化がどのように変化・成長するのかをできるだけ具体的に記載されているか。(★)
- 観点③ 養成する人物像について、大学の強み・特色を活かし、各取組の内容との整合性にも留意しつつ具体的かつ明確に設定されているか。(★)

質保証を伴う国際交流プログラムの構築・実施

- 観点④ 質保証を伴った大学間交流の枠組みの形成及び拡大に向けた具体的な取組が設定されているか。
- 観点⑤ 大学間交流協定等に基づき、安定性・多様性・双方向性を備えた学生交流が計画されているか。(★)
- 観点⑥ 質・量の両面で、対象国・地域の大学等との交流を一段と活性化させるために、以下の内容全てを含む計画となっているか。(★)

i) 大学や(教育研究活動を行う国内外の)地域の強み・特色をより一層活かした国際共同学位カリキュラム(ジョイント・ディグリー(以下「JD」という。))もしくはダブル・ディグリー(以下「DD」という。))や、履修証明(サティフィケート)、マイクロクレデンシャルを構築・発行・提供するなど体系性が高い水準で確保されている計画

ii) より中長期の実渡航数の増加や教育効果を最大限に高めるために、短期やオンライン交流を含めるなどにより、体系性・多様性が確保されている計画

iii) 協働／共修活動を含むことにより、プログラムにおける、双方向性・対話性が確保されている計画

iv) 留学する学生に対しての十分な事前・事後の教育や学修支援、卒業・修了後を含む継続的な状況確認等を行うことで、留学の教育効果を把握し、持続させる計画

- 観点⑦ 学生が安心してプログラムに参加し、科目選択ができるように、例えば以下の取組を含む計画であること。(★)

例 i) 派遣学生に対しては、海外連携大学で取得した単位の認定を保証し、自大学の単

- 位として適切に成績管理をできるようにすることで、学位・履修証明書・マイクロレデンシャルなどの取得に至る過程を予め明確に示している計画
- 例 ii) 受入学生に対しては、日本語以外の言語でも単位取得可能な科目を可能な限り提供し、プログラムに参加する日本人学生と同じような、あるいはこれらの日本人学生と協働／共修できるような、多様な学修機会を確保する計画
- iii) 例 i) 及び例 ii) と同等の計画
- 観点⑧ 交流する相互の学生の将来のキャリア形成(派遣・受入先に定着するものも含む)につながる計画であること。(★)
- 例 i) 国内外の地域で、連携大学に限らない、企業や研究所、NPO・NGO、国際機関等における交流(インターンシップなど)の実施や、より高い水準の言語・異文化理解のための(正課内・正課外の)科目の開講・提供を行う計画
- ii) 例 i) と同等の計画
- 観点⑨ 海外相手大学が公的な認可等(海外相手大学の所在国における適正な評価団体からのアクレディテーション、IAU(International Association of Universities)の WHED(World Higher Education Database)掲載大学であること等)を受けている大学であるか。
- 観点⑩ 国際公募による外国人教員の招聘や海外大学での教育経験または国内外の大学で英語等による教育経験を有する日本人教員の配置、海外相手大学との教員交流、FD 等による教育力の向上等、質の高い教育が提供されるよう国際交流プログラムの内容に応じた教育体制の充実が図られているか。
- 観点⑪ JD/DD の設計に当たっては、中央教育審議会大学分科会大学のグローバル化に関するワーキンググループ「我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン」(平成26年11月)を踏まえたものとなっているか。
- 観点⑫ 計画に基づき国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)の「高等教育の資格の承認に関する世界規約」において推奨する、「部分的な修学の承認」や「非伝統的な資格取得の形態」により取得された資格の承認・評定(例:学修歴証明のデジタル化、マイクロレデンシャル)の趣旨や考え方を十分に理解した上で、プログラムが構築されているか。
- 観点⑬ 質を保証する観点や学生の適切な判断・選択に資する観点から、取組の実施状況等や国際交流プログラムの詳細等必要な情報について、外国語による提供も含め、積極的に情報の発信を行うものとなっているか。
- 指標の設定
- 観点⑭ 関連する以下の必須指標について、適切な目標が設定されているか。(★)
- i) プログラムにおける日本人学生の派遣数(派遣国、交流期間、実渡航・オンライン・ハイブリッド等)(※)
- ii) プログラムにおける外国人学生の受入数(出身国、交流期間、実渡航・オンライン・ハイブリッド等)(※)
- ※日本人学生の派遣数と外国人学生の受入数が同数程度とすること。
- iii) プログラムにおいて設定した外国語力基準(外国語科目の成績や、外部検定試験のスコアなど)を達成する日本人学生数
- iv) プログラムにおける外国語による授業で日本人学生が取得した単位数(一人あたり平均)
- v) プログラムにおける留学により日本人学生が取得した単位数(一人あたり平均)
- vi) (該当者がいれば)プログラムにおける共同学位を取得した派遣・受入数

vii) (該当があれば)プログラムにおける JV-Campus に提供するコンテンツで取得可能な単位数

viii) (該当者がいれば)プログラムにおける JV-Campus に提供するコンテンツで単位を取得した学生数

観点⑮ 計画に基づき必要な任意指標を適宜設定しているか。

◇ 審査項目② 大学全体の国際通用性のある体制の構築

【計画調書 様式2、3を中心に評価】

プログラムに相応しい大学全体の国際通用性を向上するための管理運営体制の整備や強化が図られているか。

観点① 大学全体の国際通用性向上を目的として、特定の部局等や教職員にとどまらず、全学的な協力・責任の下でプログラムを構築・実施する計画となっているか。その際、全学的に留学モビリティのための支援体制が構築されていることを前提とした上で、更に、プログラムの構築・実施を通じ、全学的に以下の内容に対応すること。(★)

i) 外国籍を有する、あるいは外国の大学で学位を取得した者等の多様な背景を持つ専任教職員を積極的に採用/参加(海外連携大学の教職員の招聘によるものも含む)させる計画

ii) 学修歴証明のデジタル化や、マイクロクレデンシャルなどの発行・活用を図る計画

iii) プログラムへの参加により得られた学修成果を可視化し、更なるプログラムの高度化につなげるための調査・測定方法を検討するとともに、将来的なプログラム外での活用も視野に入れる計画

iv) 「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)」等を参照し、留学生の受入れ等における安全保障貿易管理の強化のための取組を実施する計画

例 i) 安全保障貿易管理に関する FD/SD

例 ii) 他大学との事例共有

iii) 例 i) 及び例 ii) と同等の計画

観点② 国内連携大学・海外連携大学も含めた組織的・継続的な教育連携を実施する体制の構築が図られているか。

観点③ 招聘した外国人教員や外国人学生とのコミュニケーションを図れる程度の能力を有する事務職員を配置することや、語学等に関する職員の研修プログラム等、事務体制の国際化と事務職員の能力向上を推進しているか。

指標の設定

観点④ 関連する以下の必須指標について、適切な目標が設定されているか。(★)

i) 大学全体における実渡航による日本人学生の派遣数

ii) 大学全体における実渡航による外国人学生の受入数

観点⑤ 計画に基づき必要な任意指標を適宜設定しているか。

◇ 審査項目③ プログラムの自走化・発展に向けた取組

【計画調書 様式4、5、6、7を中心に評価】

プログラムにおける取組が十分な計画・実績及び適切な資金計画の下、補助期間終了後の継続・発展(プログラムの横展開、波及等を含む)が図られているか。

プログラム計画の実現性

- 観点① プログラムが経費や規模、スケジュールなどの面で合理的かつ実現性の高いものであるか。
- 観点② 国際交流プログラムの実施に向けた海外相手大学との準備として、大学ごとの役割・実施体制の明確化等が十分なされているか。

プログラムの自走化・発展に向けた取組

- 観点③ 補助期間終了後も継続的かつ発展的に質の保証を伴ったプログラムが実施されるよう、財務改革を一体的に行う将来を見据えた取組となっているか。
- 観点④ 補助事業期間終了後のプログラムの自走化や留学モビリティの拡大に資するため、例えば以下のような経営マネジメント改革を行う計画となっているか。できるだけ具体的な方策、支援先、金額、時期等が明記されていることが望ましい。(★)

例 i) 国内外の企業・団体等からの寄附や、教育研究経費、人員派遣等の受入れ、学内経費の適切な(再)配分等によるプログラムの運営経費、参加学生への奨学金等

例 ii) プログラムの自走化や留学モビリティの拡大には、相応の負担が生じることを踏まえ、留学生へのきめ細かな支援を持続的・安定的に行う観点からも、関係する国内外連携大学や学生等からの適正な対価の徴収

iii) 例 i) 及び例 ii) と同等の計画

- 観点⑤ 選定校連絡会等を活用した事業の横展開・波及のための取組(教育科目/コンテンツ(対面・オンライン両方を含む)の開発・実施及び他大学への共有、選定校以外を含む他大学を対象とした FD/SD の実施、広く社会に成果を還元するためのシンポジウムなど)を実施する計画となっているか。
- 観点⑥ 中央教育審議会大学分科会国際的な大学評価活動に関するワーキンググループ「国際的な大学評価活動の展開状況や我が国の大学に関する情報の海外発信の観点から公表が望まれる項目の例」(平成22年5月)が掲げる、国際的な活動に特に重点を置く大学において公表が望まれる項目について、大学のグローバル化に向けた戦略的な国内外への教育情報の発信を行うものとなっているか。
- 観点⑦ インド・アフリカそれぞれの国・地域での日本留学に関する情報収集・発信等にあたって、「日本留学促進のための海外ネットワーク機能強化事業」において設置している、海外拠点機能や同等の機能(既存のものを含む)を活用する計画となっているか。(★)
- 観点⑧ 国内の大学と連携して申請する場合は、その国内連携大学が、プログラムの構築・実施・成果の創出に欠かせない役割を担っていることがわかる計画となっているか。(★)
- 観点⑨ プログラムで培われる国内外の連携大学のパートナーシップを強化・拡大して、将来的にこれらの連携大学とのプログラム以外での教育研究活動の実施や、対象国・地域の他の大学との新たな連携につなげる計画となっているか。(★)

評価体制

- 観点⑩ プログラムの実施、達成状況进行评估し、改善を図るための評価体制が整備されているか。

指標の設定

- 観点⑪ プログラムにおける運営経費(人件費含む)に占める学外資源(※)の割合について、適切な目標が設定されているか。(★)

※学外資源とは、寄付金等、財源が外部資金であることが特定可能なものとする。また、現

金換算が可能な資源についても、必要に応じて学外資源として計上することを可能とするが、計上の必要性や考え方を説明できるものに限る。

観点⑫ 計画に基づき必要な任意指標を適宜設定しているか。

◇ 審査項目④ 選定実績の有無を踏まえたプログラムの構築・実施

【計画調書 様式8を中心に評価】

これまでの大学の世界展開力強化事業の選定実績に相応しい先導性・実現性が確保されているか。

観点① 【過去5年間に大学の世界展開力強化事業に選定実績のある大学限定】過去5年間のうち申請大学が直近で選定された3プログラムまでの、i)学内外への横展開・波及効果の実績と、ii)得られた課題が、それぞれ具体的に示されているか。その上で、i)及びii)を踏まえた、より高度な、もしくは新規性のある取組となっているか。(★)

観点② 【過去5年間に大学の世界展開力強化事業に選定実績のない大学限定】以下 i)～iii)のいずれか1つに該当し、自大学の強み・特色を活かしたプログラム計画となっているか。(★)

i) 他大学が実施する既存の大学の世界展開力強化事業のプログラムを「モデルプログラム」とし、当該モデルプログラムを参照してプログラムを構築・実施する計画(計画調書には、当該モデルプログラムを参照するに至った理由が明確に示されているか。)。その際、モデルプログラムを実施する大学(以下、モデル大学という)を国内連携大学とする、もしくはモデル大学の担当教職員をクロスアポイントメントやアドバイザーとして雇用・委嘱するなど、モデルとして機能し得る取組。

ii) 対象国・地域における既存の教育研究プラットフォームや、自大学の強み・特色ある研究活動・実績を通じて構築されている既存のネットワークなどを活かしてプログラムを構築・実施する計画(計画調書には、活用したプラットフォームやネットワークの具体的な内容・実績についても明記されているか。)。

iii) i)及びii)に該当しないような特に新規性の高いプログラムを構築・実施する計画。(大学の世界展開力強化事業以外の国内外の質保証を伴った取組を参照している場合、その内容を踏まえた新規性の高いものであることが具体的に示されているか。)

観点③ 計画に基づき必要な任意指標を適宜設定しているか。

◇ 審査項目⑤ 留学モビリティのための基礎的環境整備

【計画調書 様式9を中心に評価】

国際交流プログラムを実施するにあたり、留学モビリティのための基礎的環境整備がなされているか。

観点① 学生へのサポートが円滑及び適切になされるよう、国内外の連携大学間に十分な連絡・情報共有体制が整備されているか。

観点② プログラムの実施に伴う外国人学生の受入及び日本人学生の派遣の拡大に備え、留学支援員の配置、留学先や奨学金情報の提供、言語・生活サポート等、大学における支援体制の整備が図られているか。

観点③ 学生の安全管理に関する体制や、緊急時、災害時に学生をサポートするリスク管理への配慮が十分になされているか。

- 観点④ 外国人学生の在籍管理のための適切な体制が整備されているか。
- 観点⑤ 受け入れた外国人学生に対し、履修指導、教育支援員・TA等の配置、学内外での諸手続き支援、カウンセリング、宿舎、学内各種資料の翻訳、就職支援等のサポート体制の充実が図られているか。
- 観点⑥ 渡航前の日本人学生に対して、危機管理研修を義務付ける等、学生自身の危機管理意識・能力の向上のための教育を行っているか。
- 観点⑦ 日本人学生に対して、派遣前から留学中、帰国後にわたり、履修指導、交流に関する情報の提供、相談サービスの実施、就職支援等のサポートが推進されているか。
- 観点⑧ 単位認定可能な科目、履修体系・順序、単位の相互認定の手続、アカデミックカレンダーの相違・時差等について配慮され、プログラム参加学生に限らず、履修に支障がないよう十分な情報提供を行う体制がとられているか。
- 観点⑨ 大学間交流の発展に向け、参加学生の同窓会ネットワークの立ち上げ等、卒業・修了後の継続的サポート体制の構築等が図られているか。
- 観点⑩ 国内外でのインターンシップ等による就業体験の機会確保や、日本人学生の現地就職説明会参加、外国人学生の国内就職説明会参加、産業界からの講師等の派遣等、産業界や自治体との連携が十分に図られているか。

◇ 審査項目⑥加点事項に関する取組

【計画調書 様式10を中心に評価】

プログラムを実施するにあたり、加点事項に該当するような取組等が具体的に計画されているか。

- 観点① 連携先であるインドもしくはアフリカ諸国との双方向の実渡航のためのカリキュラムや学事暦の柔軟化についての具体的な方策を目指す計画となっているか。
- 観点② 自走化後を含むプログラムの充実につなげることを目的として、高度な国際業務に携わる教職員を養成するための取組（我が国の国際化を先導する大学や国際機関等との教職員交流や海外研修、単年度/一回限りでないFD/SD、キャリアパスの明示など）を実施する計画となっているか。
- 観点③ 計画に基づき必要な任意指標が適宜設定されているか。

○ 評定

- ・審査項目ごとに、次のとおり「a」～「e」の5段階の評定を付す。各評定はそれぞれ点数換算し、さらに審査項目ごとにその重要性に応じた係数を掛けた結果を評点とする。

<100点満点>

審査項目	係数	評定別評点				
		a(5点) 非常に優 れている	b(3点) 優れてい る	c(2点) 妥当であ る	d(1点) やや不十 分である	e(0点) 不十分で ある
① 質保証を伴う国際交流プログラムの構築・実施と目的	7.0	35	21	14	7	0

②大学全体の国際通用性 のある体制の構築	3.0	15	9	6	3	0
③プログラムの自走化・発展に向けた取組	3.0	15	9	6	3	0
④選定実績の有無を踏まえたプログラムの構築・実施	5.0	25	15	10	5	0
⑤留学モビリティのための基礎的環境整備	1.0	5	3	2	1	0
⑥加点事項に関する取組	1.0	5	3	2	1	0

○ 所見

- ・付した評定の判断根拠や理由を所見として記す。併せて、面接審査で確認すべき事項や計画の内容に関する疑問点等を記す。

このほか、書面審査の進め方の詳細は部会において定める。

(2) 合議審査(面接審査対象の選定)

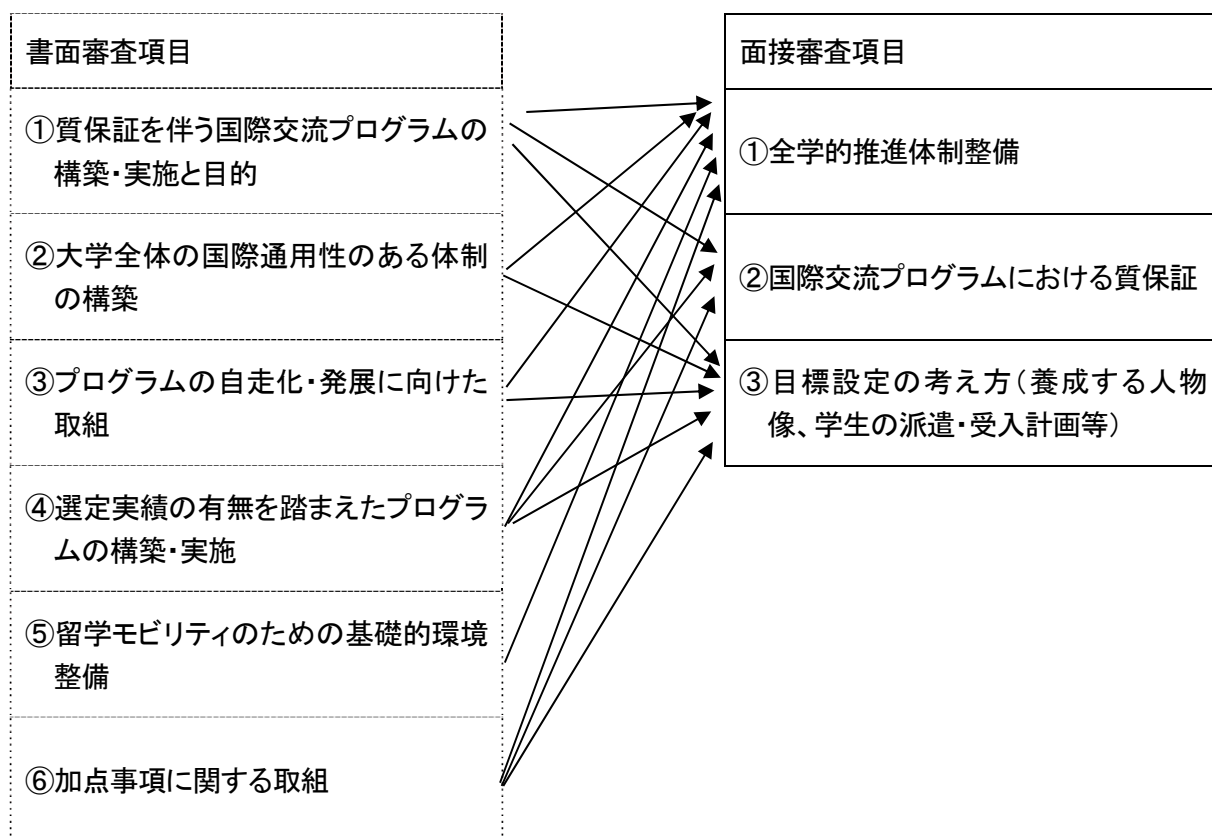
書面審査結果を基に、合議により、面接審査を実施するプログラム計画を選定する。その際、最も低い評定「e」(不十分である)が付された審査項目があるプログラム計画については、選定に際して慎重に取り扱う。

(3) 面接審査

面接審査は、面接審査の対象として選定したプログラム計画に対して、別途定める「面接審査実施要領」に基づき行う。その際、次の審査項目ごとに評価した上で、評定及び所見を付す。

○ 審査項目

- ・書面審査における6項目を「プログラム計画に対する大学の姿勢・意欲」「交流の質の保証」「実現可能性」を確認する3項目に集約した上で審査する。



○ 評定

- ・審査項目ごとに、次のとおり「a」～「e」の5段階の評定を付す。各評定はそれぞれ点数換算し、さらに審査項目ごとにその重要性に応じた係数を掛けた結果を評点とする。

＜45点満点＞

審査項目	係数	評定別評点				
		a(5点) 非常に優れている	b(3点) 優れている	c(2点) 妥当である	d(1点) やや不十分である	e(0点) 不十分である
①全学的推進体制整備	2.0	10	6	4	2	0
②国際交流プログラムにおける質保証	5.0	25	15	10	5	0
③目標設定の考え方(養成する人物像、学生の派遣・受入計画等)	2.0	10	6	4	2	0

○ 所見

- ・付した評定の判断根拠や理由を所見として記す。

このほか、面接審査の進め方の詳細は部会において定める。

(4) 合議審査(選定候補案の決定)

書面審査及び面接審査の各結果に基づき、合議により優先順位を付した選定候補案を決定した上で、委員会に報告する。

4. 情報の開示・公表

(1) 審議内容の取扱い

委員会の会議、会議資料及び議事概要は、原則として公開とする。ただし、次に掲げる場合であって、委員会が非公開とすることを決定した場合はこの限りではない。

- ・審査(人選を含む。)に関する調査審議の場合
- ・その他、委員長が公開とすることが適当でないと判断した場合

なお、専ら審査に関する調査審議を行う部会の会議、会議資料及び議事概要は、審査の円滑な遂行確保の観点から非公開とする。

(2) 審査結果及びプログラム計画の公表

審査結果と、委員会からの推薦に基づき文部科学省が選定したプログラム計画は、独立行政法人日本学術振興会のウェブサイトへの掲載等により、広く社会に情報提供する。

(3) 委員氏名の公表

委員会委員の氏名は委員会の開催に際して、部会委員の氏名は審査結果等と併せて公表する。

5. 委員の遵守事項

(1) 利害関係者の排除

委員会委員及び部会委員(以下「委員」という。)は、中立・公正な審査のため、次に示す利害関係にあるプログラム計画等に関する審査は行わず、当該計画等に関する個別審議にも加わらない。

○ 利害関係の例

- ・申請のあったプログラム計画に関与している場合
- ・申請のあった大学に役員として在職(予定含む。)あるいは専任または兼任として在職(予定含む。)している場合
- ・その他、中立・公正な審査が困難と判断される場合[※この場合、申し出に基づき委員長(部会においては部会長)が利害関係者に該当するか否かを判断する。]

(2) 秘密保持

審査の過程で知り得た個人情報や審査内容に係る情報は外部に漏らさないほか、委員として取得した情報(審査関係資料含む。)は他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。